

軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第16号）の一部改正について

1. 改正理由

道路運送車両法関係手数料令の一部改正に伴い、軽自動車検査協会業務方法書の一部改正を行ったことにより、軽自動車に係る技術情報管理手数料を軽自動車検査協会に納入することとなったこと及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正（第35次）に伴い、軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行います。

2. 改正概要

- (1) 道路運送車両法関係手数料令の一部改正に伴う改正について
 - 申請者が技術情報管理手数料を軽自動車検査協会に納入することに伴い収納済印影等を改正します。
- (2) その他、書きぶりの適正化等所要の改正について
 - 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正（第35次）に伴い、所要の改正を行います。

3. 施行日

令和3年7月1日（一部規定は令和3年10月1日）

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第16号）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 検査の実施方法</p> <p>2-1～2-3（略）</p> <p>2-4 不適切な補修等</p> <p>(1) 第4章及び第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。</p> <p>① 装置又は部品の取付け</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 灯火器（審査事務規程 7-<u>65</u>(8-<u>65</u>)から 7-<u>95</u>(8-<u>95</u>)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあつては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）</p> <p>② 装置又は部品の取外し</p> <p>ア（略）</p> | <p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 検査の実施方法</p> <p>2-1～2-3（略）</p> <p>2-4 不適切な補修等</p> <p>(1) 第4章及び第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。</p> <p>① 装置又は部品の取付け</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 灯火器（審査事務規程 7-<u>62</u>(8-<u>62</u>)から 7-<u>91</u>(8-<u>91</u>)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあつては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）</p> <p>② 装置又は部品の取外し</p> <p>ア（略）</p> |

イ 不点灯状態にある灯火(審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等(反射器を除く。)及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。)であって、当該灯火に係る電球(光源)及び全ての配線が取外されていないもの

③ (略)

④ 車体又は装置への表示

ア～イ (略)

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの(審査事務規程 7-35-1(8-35-1)(2)の表示を除く。)

(2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

2-5 (略)

2-6 検査の受付等

2-6-1 持込検査の受付

(1)～(2) (略)

2-6-2 検査手数料の納付及び消印 (略)

2-6-3 持込検査の実施

(1)～(2) (略)

(3) 持込検査において、保安基準適合性について疑義が生じた等により 2-7(1)に規定する検査が完了せず、検査当日中に検査担当者が速

イ 不点灯状態にある灯火(審査事務規程 7-62(8-62)から 7-91(8-91)に規定する灯火等(反射器を除く。)及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。)であって、当該灯火に係る電球(光源)及び全ての配線が取外されていないもの

③ (略)

④ 車体又は装置への表示

ア～イ (略)

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの(審査事務規程 7-32-1(8-32-1)(2)の表示を除く。)

(2) 灯火器、審査事務規程 7-100(8-100)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

2-5 (略)

2-6 検査の受付等

2-6-1 持込検査の受付

(1)～(2) (略)

2-6-2 検査手数料の納付及び消印 (略)

2-6-3 持込検査の実施

(1)～(2) (略)

(3) 持込検査において、保安基準適合性について疑義が生じた等により 2-7(1)に規定する検査が完了せず、検査当日中に検査担当者が速

やかに判定を行うことができない場合にあっては、次により取扱うものとする。

①～④

⑤ 受検者に対し求めた書面の提出又は提示が検査当日から15日を超えても行われない場合には、総合判定を「**検査中断**」とするものとする。

(4) (略)

2-7 検査の実施方法

(1)～(2) (略)

2-8 検査状況の電磁的な記録

2-8-1 (略)

2-8-2 画像の取得及び保存

(1) (略)

(2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

① (略)

② 審査事務規程7-**107** (8-**107**) に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であって審査事務規程7-**107** (8-**107**) に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）

③ (略)

(3)～(5) (略)

やかに判定を行うことができない場合にあっては、次により取扱うものとする。

①～④

⑤ 受検者に対し求めた書面の提出又は提示が検査当日から15日を超えても行われない場合には、総合判定を「**中断**」とするものとする。

(4) (略)

2-7 検査の実施方法

(1)～(2) (略)

2-8 検査状況の電磁的な記録

2-8-1 (略)

2-8-2 画像の取得及び保存

(1) (略)

(2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

① (略)

② 審査事務規程7-**100** (8-**100**) に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であって審査事務規程7-**100** (8-**100**) に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）

③ (略)

(3)～(5) (略)

2-9～2-13 (略)

2-13 新規検査等の提出書面審査

2-13-1 (略)

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え

| 新規検査等 提出書面要 領 | 中欄 | 右欄 |
|--|------|------------|
| (略) | (略) | (略) |
| 附則1 6. <u>附則2 8.1.</u> <u>附則3 8.1.</u> | 事務所等 | 事務所、支所又は分室 |
| (略) | (略) | (略) |

2-14 並行輸入自動車

2-14-1 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の準用

(1)～(5) (略)

(6) 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.12.4.(2)の規
定においては、別途通知する方法とする。

2-14-2 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程 別添3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句
は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

| 並行輸入自動車審査要領 | 中欄 | 右欄 |
|-------------|---------------|-------------|
| (略) | (略) | (略) |
| <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |
| 3.2.(2) | 事務所等の長(地方検査部) | 事務所長等 |

2-9～2-12 (略)

2-13 新規検査等の提出書面審査

2-13-1 (略)

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え

| 新規検査等 提出書面要 領 | 中欄 | 右欄 |
|---------------------|------|------------|
| (略) | (略) | (略) |
| 附則1 6. | 事務所等 | 事務所、支所又は分室 |
| (略) | (略) | (略) |

2-14 並行輸入自動車

2-14-1 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の準用

(1)～(5) (略)

(新設)

2-14-2 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程 別添3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句
は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

| 並行輸入自動車審査要領 | 中欄 | 右欄 |
|--------------------------|---|-------------------------------|
| (略) | (略) | (略) |
| <u>3.1.(4)② 以下同じ</u> | <u>貨物自動車及び乗合自動 車(特種用途自動車を含 む)</u> | <u>貨物自動車(特種用途自動 車を含む)</u> |
| 3.2.(2) | 事務所等の長(地方検査部) | 事務所長等 |

| | | | | | |
|---------------|--------------|------------------|--------------|--------------|------------------|
| 6. 2. 2. | にあつては、検査課の長) | | 7. 2. | にあつては、検査課の長) | |
| 7. 2. | | | 7. 4. | | |
| 7. 4. | | | 9. 1. | | |
| 9. 1. | | | 9. 2. | | |
| 9. 2. | | | 9. 3. | | |
| 9. 3. | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 6. 2. 6. (3) | (略) | (略) | 6. 2. 3. (3) | (略) | (略) |
| 以下同じ | | | 以下同じ | | |
| 6. 2. 6. (3) | (略) | (略) | 6. 2. 3. (3) | (略) | (略) |
| 6. 2. 10. (3) | | | 6. 2. 7. (3) | | |
| 6. 2. 7. | (略) | (略) | 6. 2. 4. | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 8. 9. (1) | 本則 7-124 | 本則 7-124及び規程 4-1 | 8. 9. (1) | 本則 7-115 | 本則 7-115及び規程 4-1 |
| 8. 9. (2) | | | 8. 9. (2) | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 第 3 号様式 以下同じ | (略) | (略) |
| 第 9 号様式 | (略) | (略) |
| 第 10 号様式 | (略) | (略) |
| 第 10 号様式 | (略) | (略) |
| 第 10 号様式 | (略) | (略) |
| 第 13 号様式 | (略) | (略) |

2-15 改造自動車等 (略)

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

2-15-2 審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」の読み替え

2-15-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

| 改造自動車等の取扱いについて | 中欄 | 右欄 |
|-------------------------|----------------|---------------|
| (略) | (略) | (略) |
| 7. (1) <u>7. (2)</u> | 試作車等通知書又は改造通知書 | 改造自動車等審査結果通知書 |

2-16 特種用途自動車の検査

2-16-1 規定の適用

(1) (略)

(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。

① 対象となる特種用途自動車

ア～ウ (略)

| | | |
|---|-----|-----|
| 第 8 号様式 以下同じ | (略) | (略) |
| 第 11 号様式 | (略) | (略) |
| 第 12 号様式 | (略) | (略) |
| 第 12 号様式 | (略) | (略) |
| 第 12 号様式 | (略) | (略) |
| 第 13 号様式、 <u>第 14 号様式</u> <u>及び第 17 号様式中</u> | (略) | (略) |

2-15 改造自動車等 (略)

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

2-15-2 審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」の読み替え

2-15-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

| 改造自動車等の取扱いについて | 中欄 | 右欄 |
|----------------|----------------|---------------|
| (略) | (略) | (略) |
| 7. (1) | 試作車等通知書又は改造通知書 | 改造自動車等審査結果通知書 |

2-16 特種用途自動車の検査

2-16-1 規定の適用

(1) (略)

(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。

① 対象となる特種用途自動車

ア～ウ (略)

② 対象となる規定

ア 審査事務規程 6-37, 7-37, 8-37突入防止装置

2-16-2 (略)

2-17 (略)

2-18 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、審査事務規程 7-13-1-3(3)、7-23-1-2(3)、7-25-1-2(2)、7-26-1-2(2)①から⑤まで及び⑧、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(1)、7-32-1(1)、7-33-1(2)②並びに 7-34-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

(1)～(2) (略)

2-19 (略)

2-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の検査

乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等(諸元表において許容限度が不明なものに限る。)であって架装等により車両重量が増加したものの検査については、第4章によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。

① (略)

② 審査事務規程 7-23-1-2(3)、7-25-1-2(2)、7-26-1-2(2)①から⑤まで及び⑧、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(1)並びに 7-32-1(1)

② 対象となる規定

ア 審査事務規程 6-34, 7-34, 8-34突入防止装置

2-16-2 (略)

2-17 (略)

2-18 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、審査事務規程 7-13-1-3(3)、7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(5)①から⑤まで及び⑧、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(2)②並びに 7-31 の 2-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

(1)～(2) (略)

2-19 (略)

2-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の検査

乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等(諸元表において許容限度が不明なものに限る。)であって架装等により車両重量が増加したものの検査については、第4章によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。

① (略)

② 審査事務規程 7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(5)①から⑤まで及び⑧、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)並びに 7-30-1(1)に

に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの

(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。

① (略)

② 審査事務規程 7-23-1-2(3)、7-25-1-2(2)、7-26-1-2(2)①から⑤まで及び⑧、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(1)並びに 7-32-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの

ア (略)

2-21 自動運行装置を備える自動車の検査 (略)

2-21-1 走行環境条件付与書の適用

走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、2-21-2 の規定に係る書面として取扱うとともに、2-12-1 (1) ⑧の規定に基づく自動運行装置に係る 審査事務規程 7-113-2-3 (1) の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。

なお、2-21 の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるの

規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの

(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。

① (略)

② 審査事務規程 7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(5)①から⑤まで及び⑧、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)並びに 7-30-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの

ア (略)

2-21 自動運行装置を備える自動車の検査 (略)

2-21-1 走行環境条件付与書の適用

走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、2-21-2 の規定に係る書面として取扱うとともに、2-12-1 (1) ⑧の規定に基づく自動運行装置に係る 審査事務規程 7-104-2-3 (1) の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。

なお、2-21 の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるの

は、原本の提示及びその写しの提出を求めることをいう。この場合において、提出された写しに原本と照合済みである旨を表示するものとする。

2-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断（略）

2-21-3 走行環境条件付与書の提示等

(1) 2-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあつては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。

① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であつて、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、審査事務規程 7-113-2-3 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。

② (略)

(2) (略)

2-21-4 (略)

2-22～2-26 (略)

第3章 自動車検査証等及び軽自動車検査票の記載又は高度化システムへの記録

3-1～3-2 (略)

3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

3-3-1～3-3-3 (略)

3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

は、原本の提示及びその写しの提出を求めることをいう。この場合において、提出された写しに原本と照合済みである旨を表示するものとする。

2-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断（略）

2-21-3 走行環境条件付与書の提示等

(1) 2-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあつては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。

① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であつて、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、審査事務規程 7-104-2-3 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。

② (略)

(2) (略)

2-21-4 (略)

2-22～2-26 (略)

第3章 自動車検査証等及び軽自動車検査票の記載又は高度化システムへの記録

3-1～3-2 (略)

3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

3-3-1～3-3-3 (略)

3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

①～⑤（略）

⑥ 並行輸入自動車にあつては、審査事務規程 別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.5.により判定した車名及び型式

⑦（略）

3-3-5 原動機の型式欄

軽自動車検査票の原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

2-9の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により原動機の型式を打刻したものにあってはその型式、原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあつてはその型式、並行輸入自動車にあつては、審査事務規程 別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.10.により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG 又は CNG を燃料とする自動車であつて、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。)) 等複数の原動機により駆動する自動車にあつては、それぞれの原動機の型式を「-」でつなぐものとする。

3-3-6～3-3-8（略）

3-3-9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

軽自動車検査票 2 の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

①（略）

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

①～⑤（略）

⑥ 並行輸入自動車にあつては、審査事務規程 別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.2.により判定した車名及び型式

⑦（略）

3-3-5 原動機の型式欄

軽自動車検査票の原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

2-9の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により原動機の型式を打刻したものにあってはその型式、原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあつてはその型式、並行輸入自動車にあつては、審査事務規程 別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG 又は CNG を燃料とする自動車であつて、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。)) 等複数の原動機により駆動する自動車にあつては、それぞれの原動機の型式を「-」でつなぐものとする。

3-3-6～3-3-8（略）

3-3-9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

軽自動車検査票 2 の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

①（略）

② 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記載するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を括弧書で付記する。

なお、最大積載量の算定にあたっては、審査事務規程 第 7 章(7-124(7-124(5)から(9)までを除く))の規定にかかわらず 100 から 350 までは 50 毎とする (単位は kg)。ただし、二輪車で牽引される被牽引軽自動車又は超小型モビリティであって 100 未満の場合は 10 毎とする (単位は kg)。

③ (略)

3-3-10~3-3-14 (略)

3-3-15 備考欄

(1) (略)

(2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程 より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票 2 の備考欄に「備考欄の記載内容」欄の例により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

| 装置の性能等 | 審査事務規程より適用した規定 | 備考欄の記載内容 | 備考欄コード |
|------------------------|----------------|-------------------------------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| ② 衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等 | 7-23-1-2(5) | この自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定 | 460 |

② 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記載するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を括弧書で付記する。

なお、最大積載量の算定にあたっては、審査事務規程 第 7 章(7-115(7-115(5)から(9)までを除く))の規定にかかわらず 100 から 350 までは 50 毎とする (単位は kg)。ただし、二輪車で牽引される被牽引軽自動車又は超小型モビリティであって 100 未満の場合は 10 毎とする (単位は kg)。

③ (略)

3-3-10~3-3-14 (略)

3-3-15 備考欄

(1) (略)

(2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程 より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票 2 の備考欄に「備考欄の記載内容」欄の例により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

| 装置の性能等 | 審査事務規程より適用した規定 | 備考欄の記載内容 | 備考欄コード |
|------------------------|----------------|-------------------------------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| ② 衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等 | 7-22-1-2(5) | この自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定 | 460 |

| | | | | | | | |
|-------------------------------|----------------------|---|-----|-------------------------------|----------------------|---|-----|
| | | により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | | | | により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | |
| ③ 衝突時等における圧縮水素ガスの燃料漏れ防止に係る性能等 | 7- <u>25</u> -1-2(5) | この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 469 | ③ 衝突時等における圧縮水素ガスの燃料漏れ防止に係る性能等 | 7- <u>24</u> -1-2(5) | この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 469 |
| ④ 衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等 | 7- <u>26</u> -1-2(4) | この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 471 | ④ 衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等 | 7- <u>25</u> -1-2(7) | この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 471 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|------------------------|---|-----|-----------------------|------------------------|---|-----|
| ⑤ 前面衝突時の乗員保護に係る性能等 | 7- 29 -1(3) | この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 461 | ⑤ 前面衝突時の乗員保護に係る性能等 | 7- 27 -1(3) | この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 461 |
| ⑥ オフセット衝突時の乗員保護に係る性能等 | 7- 30 -1(3) | この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 470 | ⑥ オフセット衝突時の乗員保護に係る性能等 | 7- 28 -1(3) | この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 470 |
| ⑦ 側面衝突時の乗員保護に係る性能等 | 7- 31 -1(3) | この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試 | 462 | ⑦ 側面衝突時の乗員保護に係る性能等 | 7- 29 -1(3) | この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試 | 462 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|-------------|---|-----|-------------------------|-------------|---|-----|
| | | 験を行っていません。 | | | | 験を行っていません。 | |
| ⑧ ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る性能等 | 7-32-1(3) | この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 476 | ⑧ ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る性能等 | 7-30-1(3) | この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 476 |
| ⑨ 歩行者保護に係る性能等 | 7-33-6-1(4) | (頭部保護のみの場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、歩行者頭部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 467 | ⑨ 歩行者保護に係る性能等 | 7-31-6-1(4) | (頭部保護のみの場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、歩行者頭部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 467 |
| | 7-33-1(4) | (頭部及び脚部保護の場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書 | 475 | | 7-31-1(4) | (頭部及び脚部保護の場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書 | 475 |

| | | | | | | | |
|------------------------|--|--|-----|------------------------|--|--|-----|
| | | の規定により、歩行者頭部及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | | | | の規定により、歩行者頭部及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | |
| ⑩ ②又は③及び⑤により判断を行った場合 | 7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-29-1(3) | この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 472 | ⑩ ②又は③及び⑤により判断を行った場合 | 7-22-1-2(5) 7-24-1-2(5) 7-27-1(3) | この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。 | 472 |
| ⑪ ②又は③、⑤及び⑦により判断を行った場合 | 7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-29-1(3) 7-31-1(3) | この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基 | 473 | ⑪ ②又は③、⑤及び⑦により判断を行った場合 | 7-22-1-2(5) 7-24-1-2(5) 7-27-1(3) 7-29-1(3) | この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基 | 473 |

| | | | | | | | |
|---|---|--|-----|---|---|--|-----|
| | | 準への適合性の判定に 当たり同一の構造を有 する装置に対する破壊 試験を行っていません。 | | | | 準への適合性の判定に 当たり同一の構造を有 する装置に対する破壊 試験を行っていません。 | |
| ⑫ ②又は③及び⑦によ り判断を行った場合 | 7-23-1- 2(5) 7-25-1- 2(5) 7-31- 1(3) | この自動車に備える燃 料装置並びに車枠及び 車体は、保安基準第1 条の3 ただし書の規定 により、衝突時等の燃 料漏れ防止の基準及び 側面衝突時の乗員保護 の基準への適合性の判 定に当たり同一の構造 を有する装置に対する 破壊試験を行っていま せん。 | 474 | ⑫ ②又は③及び⑦によ り判断を行った場合 | 7-22-1- 2(5) 7-24-1- 2(5) 7-29- 1(3) | この自動車に備える燃 料装置並びに車枠及び 車体は、保安基準第1 条の3 ただし書の規定 により、衝突時等の燃 料漏れ防止の基準及び 側面衝突時の乗員保護 の基準への適合性の判 定に当たり同一の構造 を有する装置に対する 破壊試験を行っていま せん。 | 474 |
| (3)～(6) (略) 3-3-16～3-3-17 (略) 3-4 (略) | | | | (3)～(6) (略) 3-3-16～3-3-17 (略) 3-4 (略) | | | |
| 第4章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 4-1 適用 | | | | 第4章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 4-1 適用 | | | |
| (1) 指定自動車等について新規検査又は予備検査（法第16条の規定 による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定に より自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に 係る検査を行う場合を除く。）の保安基準適合性の判定は、審査事務 | | | | (1) 指定自動車等について新規検査又は予備検査（法第16条の規定 による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定に より自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に 係る検査を行う場合を除く。）の保安基準適合性の判定は、審査事務 | | | |

規程 第 6 章の規定を準用して適用するものとする。

ただし、審査事務規程 7-124の規定による最大積載量の算出にあたっては、その最大値を 350 kg とする。(次項及び第 3 項において同じ。)

また、審査事務規程 7-6-1(3)②の規定による傾斜角度計算により算出する場合における前車輪を揚げたときの揚程については、「60cm 以上」を「40cm 以上」と、審査事務規程 7-52-1(1) ②の規定は「専ら砂利、土砂の運搬に用いる軽自動車の荷台（荷台が傾斜するものに限る。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1 m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が、1.3 t/m³未満のもの」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)～(5) (略)

第 5 章 (略)

第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

6-1～6-8 (略)

6-9 新規検査

6-9-1 必要な書面 (略)

6-9-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書にあつては 収納済印影 部分を含む。）に押印するものとする。

(2)～(3) (略)

6-9-3 自動車検査証及び検査標章の交付 (略)

6-10 継続検査 (略)

6-10-1 必要な書面 (略)

6-10-2 受付日付印の押印及び処理

規程 第 6 章の規定を準用して適用するものとする。

ただし、審査事務規程 7-115の規定による最大積載量の算出にあたっては、その最大値を 350 kg とする。(次項及び第 3 項において同じ。)

また、審査事務規程 7-6-1(3)②の規定による傾斜角度計算により算出する場合における前車輪を揚げたときの揚程については、「60cm 以上」を「40cm 以上」と、審査事務規程 7-49-1(1) ②の規定は「専ら砂利、土砂の運搬に用いる軽自動車の荷台（荷台が傾斜するものに限る。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1 m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が、1.3 t/m³未満のもの」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)～(5) (略)

第 5 章 (略)

第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

6-1～6-8 (略)

6-9 新規検査

6-9-1 必要な書面 (略)

6-9-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書にあつては 手数料表示 部分を含む。）に押印するものとする。

(2)～(3) (略)

6-9-3 自動車検査証及び検査標章の交付 (略)

6-10 継続検査 (略)

6-10-1 必要な書面 (略)

6-10-2 受付日付印の押印及び処理

| | |
|---|---|
| <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあっては、<u>収納済印影</u>部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、<u>収納済印影</u>部分））に押印するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付 (略)</p> <p>6-11 構造等変更検査</p> <p>6-11-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-11-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書にあつては <u>収納済印影</u>部分を含む。）に押印するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6-11-3 自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証の交付 (略)</p> <p>6-12 臨時検査 (略)</p> <p>6-13 予備検査</p> <p>6-13-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-13-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書にあつては <u>収納済印影</u>部分を含む。）に押印するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-13-3 自動車予備検査証の交付 (略)</p> <p>6-14～6-16 (略)</p> <p>6-17 自動車検査証返納届出等</p> <p>6-17-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-17-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請に</p> | <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあっては、<u>手数料表示</u>部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、<u>手数料表示</u>部分））に押印するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付 (略)</p> <p>6-11 構造等変更検査</p> <p>6-11-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-11-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書にあつては <u>手数料表示</u>部分を含む。）に押印するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6-11-3 自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証の交付 (略)</p> <p>6-12 臨時検査 (略)</p> <p>6-13 予備検査</p> <p>6-13-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-13-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書にあつては <u>手数料表示</u>部分を含む。）に押印するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-13-3 自動車予備検査証の交付 (略)</p> <p>6-14～6-16 (略)</p> <p>6-17 自動車検査証返納届出等</p> <p>6-17-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-17-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請に</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>あつては、<u>収納済印影</u> 部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、<u>収納済印影</u> 部分）に押印するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-17-3 自動車検査証返納証明書及び自動車重量税還付付表の交付 (略)</p> <p>6-18 輸出予定届出証明書交付申請</p> <p>6-18-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-18-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、<u>収納済印影</u> 部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、<u>収納済印影</u> 部分）に押印するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-18-3 輸出予定届出証明書の交付 (略)</p> <p>6-19 輸出予定届出証明書返納届 (略)</p> <p>6-20 再輸入見込届 (略)</p> <p>6-21 自動車検査証返納後の所有者変更記録申請 (略)</p> <p>6-22 検査記録事項等証明書交付請求</p> <p>6-22-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-22-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、<u>収納済印影</u> 部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、<u>収納済印影</u> 部分）に押印するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-22-3 検査記録事項等証明書の交付 (略)</p> <p>6-23 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付</p> | <p>あつては、<u>手数料表示</u> 部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、<u>手数料表示</u> 部分）に押印するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-17-3 自動車検査証返納証明書及び自動車重量税還付付表の交付 (略)</p> <p>6-18 輸出予定届出証明書交付申請</p> <p>6-18-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-18-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、<u>手数料表示</u> 部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、<u>手数料表示</u> 部分）に押印するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-18-3 輸出予定届出証明書の交付 (略)</p> <p>6-19 輸出予定届出証明書返納届 (略)</p> <p>6-20 再輸入見込届 (略)</p> <p>6-21 自動車検査証返納後の所有者変更記録申請 (略)</p> <p>6-22 検査記録事項等証明書交付請求</p> <p>6-22-1 必要な書面 (略)</p> <p>6-22-2 受付日付印の押印及び処理</p> <p>(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、<u>手数料表示</u> 部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、<u>手数料表示</u> 部分）に押印するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-22-3 検査記録事項等証明書の交付 (略)</p> <p>6-23 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付</p> |
|--|--|

6-23-1 必要な書面 (略)

6-23-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分(手数料を必要とする申請にあっては、収納済印影部分(申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、収納済印影部分))に押印するものとする。

(2) (略)

6-23-3 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の交付(略)

6-24 検査標章の再交付

6-24-1 必要な書面

(1) 6-8に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。なお、き損し、又はその識別が困難となったことを事由とするときは、当該検査標章の提出を求めること。

- ① 検査標章再交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書(検査標章再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。)
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ④ 申請依頼書等

6-24-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分(手数料を必要とする申請にあっては、収納済印影部分(申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、収納済印影部分))に押印するものとする。

(2) (略)

6-24-3 検査標章の交付 (略)

6-23-1 必要な書面 (略)

6-23-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分(手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分(申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、手数料表示部分))に押印するものとする。

(2) (略)

6-23-3 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の交付(略)

6-24 検査標章の再交付

6-24-1 必要な書面

(1) 6-8に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。なお、き損し、又はその識別が困難となったことを事由とするときは、当該検査標章の提出を求めること。

- ① 検査標章再交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書(検査標章再交付申請書に手数料納入済印影の表示を行わない場合に限る。)
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ④ 申請依頼書等

6-24-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分(手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分(申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、手数料表示部分))に押印するものとする。

(2) (略)

6-24-3 検査標章の交付 (略)

6-25 光ディスクによる申請 (略)

6-25-1 必要な書面 (略)

6-25-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を光ディスク申請一覧の下部余白部分及び手数料を必要とする申請にあつては、申請手数料一括納付書の 収納済印影 部分に押印するものとする。

(2)～(3) (略)

第7章～第9章 (略)

附 則 [令和3年6月18日協会規程第8号]

1. この規程は、令和3年7月1日から施行する。

ただし、2-6-2の規定による収納済印影(様式1)及び様式3については、令和3年10月1日から施行する。

2. 令和3年9月30日までに印字された改正前の様式1による収納済印影については、改正施行後も有効なものとみなす。

別表1 (略)

6-25 光ディスクによる申請 (略)

6-25-1 必要な書面 (略)

6-25-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を光ディスク申請一覧の下部余白部分及び手数料を必要とする申請にあつては、申請手数料一括納付書の 手数料表示 部分に押印するものとする。

(2)～(3) (略)

第7章～第9章 (略)

別表1 (略)

様式 3 (略)

年 月 日

申請手数料一括納付書

| 項目 | 単価 | | 件数 | 金額 | |
|----|-----------|-------|----|-----------|-------|
| | 技術情報管理手数料 | 検査手数料 | | 技術情報管理手数料 | 検査手数料 |
| | 円 | 円 | 件 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 件 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 件 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 件 | 円 | 円 |
| 合計 | | | 件 | (ア) | (イ) |

合計金額
(ア) + (イ)

円

納付責任者

軽自動車検査協会
事務所長 殿

様式 4～13 (略)

様式 3

年 月 日

申請手数料一括納付書

合計金額

円

| 項目 | 単価 | 件数 | 金額 |
|----|----|----|----|
| | 円 | 件 | 円 |
| | 円 | 件 | 円 |
| | 円 | 件 | 円 |

納付責任者

軽自動車検査協会
事務所長 殿

様式 4～13 (略)